

出資法人の経営改善
及び連携・活用に関する指針

平成 30（2018）年 4 月
川 崎 市

目 次

1	本指針について	
	(1) 目的	1
	(2) 策定（改定）の背景	1
2	対象出資法人	2
3	基本的な考え方	
	(1) 出資法人が担う役割等の検証	3
	(2) 出資法人の特性に応じた関与	3
4	市の取組	
	(1) 「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定 及び点検評価等の実施	5
	(2) 適切な財政的関与	6
	(3) 適切な人的関与	7
	(4) 情報公開の推進	8
	(5) 監査の活用	9
	(6) 統廃合等の検討	9
5	出資法人の取組	
	(1) 「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく 取組の実施等	11
	(2) 効率的・効果的な事業実施	12
	(3) 運営体制等の構築・強化	13
	(4) 本市に準じた取組の推進	14
	(5) 情報公開の推進	15
	(6) 監査の実施	17

1 本指針について

(1) 目的

出資法人の「効率化・経営健全化」と、本市の行政目的に沿った「連携・活用」に向けた取組を推進することを目的に本指針を策定する。

(2) 策定（改定）の背景

本市では、平成 14（2002）年度の第 1 次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

また、平成 16（2004）年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきた。

今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26（2014）年 8 月 5 日付け総務省通知）等（以下「総務省通知等」という。）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきている。

こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」において検討を行い、同部会からの提言等を踏まえ、今回、「出資法人の経営改善指針」について内容を改定することとした。

改定に際しては、これまでの指針の基本的な方向性を引き継ぎつつ、高い専門性を持ちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで行政機能を補完・代替・支援するという出資法人本来の役割に基づく連携・活用という要素を加味し、名称を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改めた。

2 対象出資法人

本指針の対象とする出資法人は、本市が資本金・基本金その他これらに準じるものを出資・出捐している一般法人及び公益法人（以下「公益法人等」という。）、株式会社、特別法人で市が主体的に指導・監督を行っている法人、並びに 25%以上の債務負担を行っている公益法人等及び株式会社とする。
（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在で 24 法人）

区 分	法 人 名	
特別法人 （ 3 法人）	川崎市土地開発公社 川崎市信用保証協会	川崎市住宅供給公社
公益法人等 （ 1 5 法人）	(公財)川崎市国際交流協会 (公財)川崎市文化財団 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 (公財)川崎・横浜公害保健センター (公財)川崎市身体障害者協会 (一財)川崎市まちづくり公社 (公財)川崎市消防防災指導公社 (公財)川崎市生涯学習財団	(公財)かわさき市民活動センター (公財)川崎市スポーツ協会 (公財)川崎市産業振興財団 (公財)川崎市シルバー人材センター (公財)川崎市看護師養成確保事業団 (公財)川崎市公園緑地協会 (公財)川崎市学校給食会
株式会社 （ 6 法人）	かわさき市民放送(株) 川崎冷蔵(株) 川崎臨港倉庫埠頭 (株)	川崎アゼリア(株) みぞのくち新都市(株) かわさきファズ(株)

※ 「(公財)」は公益財団法人、「(一財)」は一般財団法人、「(株)」は株式会社の略

※ なお、今回対象とした法人は、原則として、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により議会に対し経営状況を報告しているもの及び同法第 199 条第 7 項により監査対象となるものについて、本市が主体的に設置し、資本金又は基本金等を出資している法人としている。

3 基本的な考え方

本市は、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等について検証し、出資法人の統廃合や、更なる活用を検討するとともに、その経営や事業等に関して必要な場合には、出資法人の「自主的・自立的な経営」と「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえ、法人形態や関連する本市施策の重要度等、法人の特性に応じて適切に関与する。

(1) 出資法人が担う役割等の検証

社会経済環境の変化に伴い市民ニーズが多様化するなかで、出資法人がこれまで担ってきた役割や事業がそうしたニーズに的確に応えているかどうかを、

- ① 出資法人が実施している事業の必要性（市民ニーズ）はあるのか
- ② 事業の必要性はあっても行政関与の必要性はあるのか
- ③ 行政関与の必要性が認められても、出資法人が最適な担い手なのか
- ④ 出資法人が最適な担い手と認められても、その法人に事業を実施する経営基盤はあるのか

の視点から検証を行い、出資法人の設立目的が既に達成されていたり、事業内容が他の民間事業者と類似していたりする場合や、事業の実施に必要な財政的・人的な経営基盤が十分に整っていない場合には、法人の統廃合や市の関与の見直し等を行うものとする。

一方、上記の視点を踏まえ、費用対効果のほか、様々な比較指標を用いて十分に精査した結果、本市が直接実施している事業や新たに実施する事業について、出資法人が実施することにより、更にコスト、効果、効率面でメリットが確保できるもの等については積極的な活用を検討し、行政課題の解決に向け、市と法人が一体となって連携して取り組むこととする。

(2) 出資法人の特性に応じた関与

出資法人は、本市から独立した法人格を有する法人であり、資金・人材・経営ノウハウなどの経営資源を自由に獲得し、法人自らの責任と能力で自主的・自立的な経営をしていくことを原則とすべきである。

一方、出資法人は、独立した事業主体として高い専門性をもちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで行政機能を補完・代替・支援することが本来の役割として期待されている。

各法人の形態は公益法人、一般法人、株式会社、その他特別法に基づく法人と分かれており、目指す目的や期待される役割は様々であり、経営状況も公益性の高い事業を実施する法人では、収支の均衡が見込めない事業もあるなど、一様ではなく、抱えている課題も法人ごとに様々である。

本市としては、出資法人の「自主的・自立的な経営」、「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえ、本市の施策の推進に向けた取組やガバナンスの確保等について指導・調整するとともに、法人の形態や関連する本市施策の重要度、事業の採算性等、それぞれの法人の特性に応じて、財政的な側面や人的な側面等から適切に関与することにより、法人の自立化や本市との連携強化を促進し、本市の施策を効率的・効果的に実現できるよう法人運営の最適化を図っていく必要がある。

4 市の取組

「3 基本的な考え方」を踏まえ、本市は、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証するとともに、出資法人において、自主的・自立的な経営がなされながら、公共サービスの担い手として本市が期待する役割が果たされるよう、次に掲げる取組を推進する。また、「5 出資法人の取組」にも留意し、出資法人の主体的な取組を促す。

(1) 「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定及び点検評価等の実施

本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。

① 「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定

ア 策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。

イ 総務省通知等において、特に、地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する法人等の経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められていること等を踏まえ、必要に応じて具体的な対応等を盛り込む。

② 点検評価の実施

ア 毎年度、「経営改善及び連携・活用に関する方針」に沿った法人の計画(Plan)の取組状況(Do)を本市及び各法人が点検・評価(Check)するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等(Action)を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る(PDCAマネジメントサイクルを活用する)。

さらに、必要に応じて外部の専門家の評価を受け、その要因分析や改善策の検討に努める。

イ 点検評価の結果により、著しく有効性及び効率性が低下し、その状況が改善されない事業が把握された場合については、本市と法人が連携して当該事業のあり方や事業手法の見直し等を検討する。

また、見直しによって法人の経営基盤に大きな影響を及ぼす場合等については、統廃合等を含む当該法人の今後のあり方に係る検討

を進めるものとする。

③ 点検評価結果等の公表

点検評価結果等については、本市のホームページ等で公表することとし、議会や市民に対する説明責任を果たすツールとして活用する。

(2) 適切な財政的関与

出資法人の事業目的を達成するために市が行う財政的関与については、出資・出捐、補助・助成金、負担金、委託料、損失補償、貸付金、使用料の減免等があるが、出資法人の自立的な経営努力を促す面からも必要最小限のものとするよう、継続的に適正化に取り組む必要がある。

一方、事業の性質上、何らかの公的支援を前提としている場合や、本市の施策推進に当たり、連携・活用が求められる場合等については、公的支援の考え方を本市と出資法人との間で整理し、法人の特性に応じて適切に関与する必要がある。

① 補助・助成金

ア 出資法人に対する補助金等の支出については、対象となる事業の公益性等から補助の必要性を精査するとともに、期待する役割を明確にし、その効果や達成度を費用対効果等の面からの確に評価することなどにより適正化を図る。

イ 公益法人等が保有する特定資産について、保有状況を正確に把握するとともに、その保有の目的や必要性、積立限度額の妥当性等を精査し、保有の目的等が不明確なものについては、補助金の削減等の必要な措置を検討・実施する。

② 委託料

ア 事業委託に当たっては、民間が保有するノウハウを活用することにより、専門性の確保や効率的・効果的な市民サービスの提供が図られるかどうかを検討するとともに、期待する役割を明確にし、その効果や達成度を費用対効果等の面からの確に評価することなどにより適正化を図る。

イ 委託料の算定に当たっては、民間企業等で用いられている単価を可能な限り適用するなど客観性を確保するとともに、具体的な業務内容を検証し、業務実態に即した適正な委託料となるよう見直しを図る。

ウ 出資法人との間の随意契約については、業務内容を精査し、法令に定められているもの等を除き、一般競争入札が原則との原点に立ち返り、適正に実施するとともに、法人との委託契約の内容等の公表に向けた取組を推進する。

③ 損失補償

資金調達に関する損失補償については、将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から原則として行わない。しかし、特別な理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等をあらかじめ明らかにしたうえで実施する。

④ 貸付金

貸付の必要性や返済スキームの確実性を精査するとともに、貸付を実施した際には、原則として市場の貸付金利や預金金利等を参考に、適正な利息を徴収する。

⑤ 使用料減免

使用料の減免を実施する場合は、事業の必要性や法人の財務状況等を勘案し、真にやむを得ない合理的な理由があるかを十分に確認した上で措置する。

(3) 適切な人的関与

出資法人は、民間の資金、人材、経営ノウハウなどを活用することで、本市が直接実施するよりも効率的かつ柔軟な公共サービスの提供が期待されていることを踏まえ、継続的に人的関与の適正化を図る。

一方で、本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手であることも踏まえ、法人の自主性・自立性を損なわないよう留意しながら、本市との連携や法人の機能強化の観点で、必要に応じて適切に関与する。

① 本市職員

ア 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の規定に基づく本市職員の派遣については、本市の施策や事業との一体性が求められる場合や、法人の安定した運営の体制が確保できるまでの間、本市の支援を必要とする場合等に有効な手段である。

派遣に際しては、法人の事業内容や関連する本市の施策展開、派遣職員が担う役割等を総合的に勘案した上で、派遣することについての合理的な理由の有無や、派遣職員の人件費の取扱い等について、本市・法人双方で十分に検討する。

イ 市長をはじめとする本市の特別職は、原則として出資法人の役員に就任しない。(法令等で定めがある場合及び他の出資者との関係で地方公共団体の長等が役員に就任する場合を除く。)

ウ 公益法人等の役員には、原則、本市職員は就任しないものとする。

しかし、合理的な理由により就任する場合には必要最小限の人数とする。

エ 本市職員が非常勤役員に就任する場合は無報酬とし、費用弁償についても本市が定めた基準によるものとする。

オ 監事、監査役については、公認会計士等、専門的知識を持つ外部の者の就任を基本とする。ただし、法人の経営状況等から困難な場合には、その職務を適正に執行できる本市職員（可能な限り当該出資法人の所管部局以外の者とする。）を推薦する。

② 本市退職職員

ア 本市退職職員の出資法人への再就職については、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、法人からの求人依頼及び再就職を希望する職員の意向を踏まえて、民間人を含む「川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会」において、原則として、適任と思われる複数の候補者に関する人材情報(不在情報も含む)を提供する。

イ 管理退職職員の役職員への再就職状況等について、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき公表する。

ウ 本市退職職員の任期や報酬等については、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」による。

③ 出資法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合

民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するため、出資法人の総役員数に占める本市職員及び退職職員の割合は、原則として3分の1以下となるように努め、超過する場合にはその理由等を公表する。

(4) 情報公開の推進

出資法人の自立的な経営に向けた取組や、法人の役割、経営状況、市の財政的・人的関与の状況等に関する情報の透明性を確保し、広く市民に対する説明責任を果たすために、情報公開の充実を図る。

① 本市の出資・出捐比率が25%以上である出資法人及び本市が資本金等の25%に相当する額以上の債務を負担している法人については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、資産や損益の状況を含む経営状況を正確に把握し、毎年議会に報告する。また、それ以外の場合でも、必要があると認められる場合には、議会にその経営状況を報告する。

② 出資法人の組織や事業の概況、事業実績及び財産の状況、市の財政支出、役職員の報酬（給与）等を市民にわかりやすく情報提供するために、「出資法人の現況」を作成するなど、情報公開を推進する。

- ③ 「経営改善及び連携・活用に関する方針」に係る点検評価結果等を公表する。(再掲)
- ④ 本市が出資法人と締結する委託契約の内容等の公表に向けた取組を推進する。(再掲)
- ⑤ 管理退職職員の役職員への再就職状況について、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき公表する。(再掲)
- ⑥ 出資法人自らが積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう促す。

(5) 監査の活用

出資法人等に対する財政援助に係る監査、出資法人に対する監査、包括外部監査等を活用し、その経営の実態を把握し、監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるとともに、講じた内容を公表する。

(6) 統廃合等の検討

「3(1) 出資法人が担う役割等の検証」を踏まえ、出資法人の設立目的が既に達成されていたり、事業内容が他の民間事業者と類似していたりする場合等には、法人の統廃合を検討する。

出資法人の法人形態は多様であるが、業務の公益性や効率性と合わせて、次のような視点から統廃合等の検討を行うこととする。

① 廃止の検討

- ア 出資法人の設立目的が既に達成済み、あるいは希薄化した場合
 - イ 財務状況が悪化し、今後も改善が見込まれない場合
 - ウ 出資法人の主たる事業により提供されるサービスが、他の事業者等により十分確保できる場合
 - エ 受益者が一部の市民に限られ公共性、公益性が薄い場合
- 等には、本市の負担が、存続することにより得られる公益性を上回る可能性があるため、出資法人の廃止という抜本的な措置を検討する。

② 法人形態の転換や保有株式の譲渡等の検討

- ア 出資法人が実施する事業が営利法人の事業と競合する場合
 - イ 本市の財政的・人的関与の必要性が少ない株式会社等の場合
- 等には、民間事業圧迫の可能性や、公的関与の必要性が問われるので、法人の役割の見直しや、営利法人への転換、保有株式の民間への譲渡等の対応を検討する。

③ 統合等の検討

- ア 複数の出資法人が重複して類似事業を実施していたり、設立目的が類似していたりする場合
- イ 法人の管理運営面等から、統合することにより一層効果的・効率

的な事業運営が見込まれる場合

ウ 複数の法人の事務管理部門に係る業務を共通で実施することにより、各法人の一層の効果的・効率的な事業運営が見込まれる場合等には、法人の統合や事務管理部門の共通実施を検討する。

なお、統合等に当たっては、形式的に組織を一体化させるのではなく、コスト・効果・効率といった面での統合メリットが十分に発揮できるよう長期的視野に立った検討を行う。

④ 統廃合等に伴う法人職員の雇用問題への取り組み

法人の統廃合等により生じる法人プロパー職員の雇用問題への対応については、本市は直接の雇用関係を持っているものではないため、法人自身が経営の健全化に向けた努力を行う中で、労働基準法の定めるところにより対応すべきものであるが、本市の施策展開により事業運営に影響がある場合には、当該施策に係る情報を法人に提供しながら、適切な対応がなされるよう促すものとする。

ア プロパー職員の有効活用を図るため、出資法人が外部に委託している業務の自己実施または委託先との共同実施

イ 職員に対する転職のための自己啓発の実施

ウ 能力給等、独自の給与体系の適用による職員のモチベーション向上及び人件費総額の抑制

エ 早期退職制度の導入

オ 新規採用の中止等による中長期的な雇用調整

カ 経営委譲する場合の後継法人への引継ぎ

5 出資法人の取組

出資法人は、独立した法人として自主的・自立的な経営に向けた取組を推進しながら、公共サービスの担い手として本市から期待される役割を果たしていくよう、次に掲げる取組を推進する。

(1) 「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組の実施等

出資法人は、本市が設定した取組や指標等を盛り込んだ「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組を通じて、本市の施策推進に寄与するとともに、一層の経営健全化を図る。

① 方針に基づく事業推進及び経営健全化に向けた取組の実施

ア 「経営改善及び連携・活用に関する方針」における本市から法人に求める取組や指標等については、本市が主体的に設定するが、法人としてもその設定プロセスに積極的に関わり、どのような役割を期待されているのか等を十分確認する。

イ 本市が設定した取組や指標等を踏まえ、効率的・効果的に事業を推進する。

ウ 総務省通知等において、特に、地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する法人等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化の検討が強く求められていること等を踏まえ、必要に応じて具体的な対応等を盛り込む。

② 点検評価の実施

ア 毎年度、「経営改善及び連携・活用に関する方針」に沿った法人の計画(Plan)の取組状況(Do)を本市及び各法人が点検・評価(Check)するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等(Action)を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る(PDCAマネジメントサイクルを活用する)。

さらに、必要に応じて外部の専門家の評価を受け、その要因分析や改善策の検討に努める。

イ 点検評価の結果により、著しく有効性及び効率性が低下し、その状況が改善されない事業が把握された場合については、本市と法人が連携して当該事業のあり方や事業手法の見直し等を検討する。

また、見直しによって法人の経営基盤に大きな影響を及ぼす場合等については、統廃合等を含む当該法人の今後のあり方に係る検討を進めるものとする。

(2) 効率的・効果的な事業実施

事業の抜本的な見直しや効率化、財政基盤の強化等に継続的に取り組むとともに、本来の公益的役割に基づき、提供するサービスの質の向上を図る。

① 事業の抜本的な見直し

既存事業については、その必要性や有効性、費用対効果などの視点に立った事業の精査や、必要性・有効性の低い事業の縮小・廃止等による法人の経営状況に応じた事業見直しを行い、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に柔軟に対応する。

② 事業の効率化

ア 事業の簡素化・効率化に努め、経費の削減を図り、事業運営の改善を推進する。

イ 実施手法についても見直しを行い、定型的な業務のアウトソーシングを推進するなど効率化を図る。

③ サービスの質の向上

顧客満足等の把握に努め、事業内容や手法等が市民ニーズに合っているかを常に点検し、効率的・効果的な事業目的の達成及び公共サービスの質の向上を図る。

④ 自主事業（収益事業）の推進

ア 法人の自立化や経営の安定化を図るため、事業収入や寄付金、会費収入等の財源の確保に努める。

イ これまで蓄積したノウハウを活用し、当該法人の設立目的に沿った、市民のニーズに基づく事業を自ら企画・実施するなど、効果的な自主事業（収益事業）を積極的に展開・拡充する。

ウ 自主事業（収益事業）については、常に採算性の検証を行いながら、見直しを図る。

⑤ 業務プロセスの可視化等

業務が適正かつ効率的に遂行されるための業務プロセスの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等を行い、財務報告や事業活動等に関する法令が遵守されることはもちろん、業務が目的に照らして適正かつ効率的に遂行され、その妥当性、正当性も担保されるような仕組みの整備・運用に努める。

(3) 運営体制等の構築・強化

将来に向けて事業を安定的に遂行していけるよう、効率的・効果的な事業実施に資する運営体制や人事・給与制度等の構築・強化を図る。

① 簡素・効率的な運営体制

ア 業務内容、業務量に応じた簡素・効率的な運営体制を確立するため、定期的に組織等の見直しを実施する。なお、指定管理者として本市の公の施設の管理を行う（又は予定のある）法人については、指定動向に応じた柔軟な運営体制の整備に努める。

イ ICT（情報通信技術）の進展に的確に対応し、業務の一層の効率化を図る。

② 経営責任の明確化

ア 出資法人は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するものであり、経営者の職務権限や責任の明確化を図る（最高責任者、財務責任者、事業別責任者等）。

イ 理事長や代表取締役など法人の経営責任者は原則として常勤とし、本市職員等のポストとして固定化せず、官民を問わず適材適所で登用する。

③ 役職員の選任・採用

ア 役職員の選任・採用に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能力・知見を有する人材の積極的な活用に努める（プロパー職員の役員登用、関係団体からの招へい、公募、銀行・監査法人出身者等）。

なお、本市退職職員を候補者とする場合には、職務内容や必要な経験などを検討の上、「川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱」に基づき、本市あて求人情報登録を行うとともに、川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会による人材情報の提供を受けた場合には、法人において選考を行い、採否を決定する。

イ 民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するため、出資法人の総役員数に占める本市職員及び退職職員の割合は、原則として3分の1以下となるように努め、超過する場合にはその理由等を公表する。

ウ プロパー職員の新規採用については、人件費などが将来にわたる法人の財政的負担となり、経営に重大な影響を及ぼすことから、法人の経営状況、将来の事業の見込み、運営体制の見直し余地、嘱託・契約職員や臨時職員の活用可能性、法人の存続、事業の継続性、プロパーの専門性等を慎重に検討する。

④ 役員の在任期間等

- ア 役員の在任期間や年齢等について制限を設けるなど、業務の執行や人事等が硬直化しないように努める。
- イ 本市退職職員の場合は、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」による。

⑤ 役員の報酬

- ア 業績や目標達成度、経営責任の度合いを反映した役員報酬体系を導入する。
- イ 常勤の役員の報酬及び退職金は、法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準や、公務員の給与・退職手当の水準等と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ウ 本市退職職員の役員報酬や退職金の不支給については、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」による。
- エ 非常勤の役員に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合の単価及びその合計額は、社会通念上適切な額を設定する。

⑥ 職員の人事・給与制度

出資法人職員の人事・給与制度等については、基本的に労働基準法が適用されることから、民間の雇用制度の中で構築されることが基本である。したがって、単に市役所準拠とするのではなく、次のような点について、検討、導入を進める。

- ア 職員の能力や実績、目標達成度を反映した人事・給与制度を導入する。
- イ 法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準、公務員の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないように、職員の給与水準の状況を点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ウ 本市退職職員の報酬や及び退職金の不支給については、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」による。
- エ 退職手当引当金等人件費に係る長期的な財源の確保に努める。
- オ 短時間勤務やフレックスタイム制など勤務形態の弾力化を検討する。

⑦ 職員の人材育成

社会経済環境の変化や多様な市民ニーズに柔軟に対応し、質の高いサービスを提供していくため、事業内容や特性に応じた外部研修、資格取得の奨励、本市との人事交流等を通じて、職員一人ひとりの能力を高め、将来にわたり法人運営を担っていく人材の育成に努める。

(4) 本市に準じた取組の推進

本市の行政機能を補完・代替・支援する役割を担っていることを踏まえ、

安全かつ有利な資金運用や、市内中小企業者の受注機会の確保等、本市に準じた取組を推進する。

① 資金の管理運用

- ア 法人の資金については、公債等により安全かつ有利な運用を行うこととし、特に、公益法人等の基本財産については、安全確実な運用に重点を置く。
- イ 資金の運用方法については、法人内の手続きをあらかじめ定めるなど、責任の所在を明確にする。
- ウ 公益法人等が保有する特定資産について、その保有の目的や必要性、積立限度額の妥当性等を検証し、見直しを図る。

② 契約

- ア 契約については、川崎市契約条例に基づいて、契約の透明性の確保や公正な競争の促進、市内中小企業者の受注機会の確保、労働者の作業報酬の確保など市に準じた措置に努める。
- イ 川崎市契約条例のほか、「川崎市環境配慮契約推進方針」や「川崎市障害者優先調達推進方針」などの趣旨を踏まえた契約に努める。
- ウ 契約の意思決定に至る法人内の手続きを定めるなど、責任の所在を明確にする。

③ 広報

出資法人が刊行物を発行する場合は「川崎市市政刊行物作成ガイドライン」などを踏まえ、効率的かつ効果的な広報に努める。

④ その他

本市が出捐する一般法人は、公益法人と同様に本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手である点を踏まえ、剰余金の分配を行わないことや、剰余財産を公益的な団体に帰属させることなどを定款に定めることを要件とする「非営利性が徹底された法人」であることとする。

(5) 情報公開の推進

出資法人の自立的な経営に向けた取組や、事業の実施状況、経営状況等に関する情報の透明性を確保し、広く市民に対する説明責任を果たすために、出資法人は積極的な情報公開に努める。

① 情報開示

法人の種別によって情報開示に関する法の規定が異なるため、次のアからエに従って取組の推進を図る。

ア 公益法人

公益法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づい

て、定期的に貸借対照表を公告するとともに、次に掲げる書類を事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させる必要がある。

- ・ 定款
- ・ 計算書類等（各事業年度の計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告書）
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ・ 財産目録、キャッシュフロー計算書（会計監査人設置法人の場合）
- ・ 役員等名簿、役員等の報酬支給基準
- ・ 運営組織及び事業活動の状況及び関係する重要数値記載書類
- ・ 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠
- ・ 特定の財産の取得・改良に充てるための保有資金
- ・ 寄付金等に係る募集方法及び用途等

また、法定の書類以外にも開示の対象とする書類や情報を選択し、それらを事務所に備え置き閲覧させるなど、積極的な情報開示に努める。

イ 一般法人

一般法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて、定期的に貸借対照表を公告するとともに、次に掲げる書類を事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させる必要がある。

- ・ 定款
- ・ 計算書類等（各事業年度の計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告書）

また、本市が出捐する一般法人は、公益法人と同様に本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手である点を踏まえ、上記アに記載した公益法人と同様の基準（法定の書類以外にも開示の対象とするなどの積極的な取組を含む。）により情報開示に努める。

ウ 株式会社

会社法に基づいて、次に掲げる書類を作成して保存するとともに、貸借対照表（大会社の場合は貸借対照表及び損益計算書）を公告する必要がある。

- ・ 定款
- ・ 会計帳簿
- ・ 計算書類等（各事業年度の計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告書）

また、本市が出資する株式会社は、本市の施策目的に沿った公共サ

ービスの担い手である点を踏まえ、さらに積極的な情報開示に努める。

エ その他の法人

上記のアからウに該当しない公社等についても、それぞれの設立に関する根拠法令等に定められた要請を満たすことはもちろん、アの公益法人における取組に準じ、さらに積極的な情報開示に努める。

② インターネットの活用

上記①に掲げた書類等（法定の書類以外にも公開の対象として出資法人が選定した書類を含む。）については、インターネットによる公開に努める。

③ 情報公開

出資法人は、公開を原則とする「川崎市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、同条例及び「川崎市指定出資法人等の情報公開の推進に関する要綱」に基づき、市民等からの要請に応じて積極的に情報の提供を行う。

(6) 監査の実施

業務運営への信頼性向上や、自主的・自立的な経営に資するよう、積極的な監査の実施に努める。

① 公益法人

公益法人については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、次のいずれかに該当する場合には会計監査人を置く必要がある。

ア 収益の額が 1,000 億円以上

イ 費用及び損失の合計額が 1,000 億円以上

ウ 負債の額が 50 億円以上

また、外部監査を受けていない場合においては、費用及び損失の額又は収益の額が 1 億円以上の法人については監事のうち少なくとも 1 名が公認会計士又は税理士であること、当該額が 1 億円未満の法人については営利または非営利法人の経理事務を例えば 5 年以上従事したものが監事を務めていることが、公益認定の要件とされている。

さらに、こうした法の規定にかかわらず、公共サービスの担い手として自らの経営状況を的確に把握するために、積極的に外部の専門家を活用した監査を受けるよう努める。

② 一般法人

一般法人については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」において、大規模法人（負債額が 200 億円以上）は会計監査人を置くこととされているが、こうした法の規定にかかわらず、公益法人と同様に本市の施策目的に沿った公共サービスの担い手であることから、公益法人と

同様の基準での実施に努める。

また、監事の設置についても公益法人と同様の基準での配置に努めるとともに、積極的に外部の専門家を活用した監査を受けるよう努める。

③ 株式会社

「会社法」に基づいて、委員会設置会社及び大会社（資本金 5 億円以上又は負債額 200 億円以上）については、会計監査人を置く必要があるが、こうした法の規定にかかわらず、公共サービスの担い手として経営の安定を図るため、会計監査人の設置及び外部の専門家を活用した監査の実施に努める。

④ その他の法人

上記の①から③に該当しない公社等についても、それぞれの設立に関する根拠法令等の規定を満たすことはもちろん、①の公益法人における取組に準じ、さらに積極的な監査の活用を努める。